

学校等における合理的配慮の実態

小方 朋子¹ ・ 山本 木ノ実²

キーワード：合理的配慮、観点別分類、特別支援教育

1. はじめに

2006年に国連総会において「障害者の権利に関する条約」(以下、障害者権利条約)が採択され、障害者の人権・基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等が規定され、障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定を含む)の禁止や、障害者が社会に参加し、包容されることの促進などが定められた。

「障害者権利条約」では、第24条(教育)において、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容する教育制度(インクルーシブ教育システム；inclusive education system)等を確保することとし、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」とされた(外務省2006)。

2012年には「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進(報告)」(中央教育審議会初等中等教育分科会)が出され、この障害者権利条約の理念に沿って、就学相談・就学先決定の在り方、合理的配慮、基礎的環境整備、多様な学びの場の整備、学校間連携、交流及び共同学習等の推進、教職員の専門性向上など、その後の特別支援教育の流れが規定された。

この中では学校教育における合理的配慮の定義を次のように定めている。

「条約の定義に照らし、本特別委員会における『合理的配慮』とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」。「なお、障害者の権利に関する条約において、『合理的配慮』の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。」

またこの定義とともに、合理的配慮はこれまで学校において行われてきた配慮とは違うのだということも述べられている。

1 香川大学教育学部

2 香川大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻

「これまで学校においては、障害のある児童生徒等への配慮は行われてきたものの、『合理的配慮』は新しい概念であり、現在、その確保についての理解は不十分であり、学校・教育委員会、本人・保護者の双方で情報が不足していると考えられる。そのため、早急に『合理的配慮』の充実に向けた調査研究事業を行い、それに基づく国としての「合理的配慮」のデータベースを整備し、各教育委員会の参考に供することが必要である。」(文部科学省2012a)

2013年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が公布され、公的機関は障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供が義務付けられることになり、2016年に施行された(内閣府2013)。

その後文部科学省からは「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について」が出され、各都道府県、市町村教育委員会が教育にかかわる分野の対応指針を策定した(文部科学省2015)。

合理的配慮の作成、決定方法について「合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ」は、以下のように示している。

合理的配慮は一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その検討の前提として、設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該幼児児童生徒の状態把握を行う必要がある。これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、合理的配慮の観点を踏まえ、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。個別の指導計画にも活用されることが望ましい。なお、設置者及び学校と本人及び保護者の意見が一致しない場合には、第三者機関により、その解決を図ることが望ましい。また、学校・家庭・地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすることが重要である。さらに、合理的配慮の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要であるとされている(文部科学省2012b)。

2014年の障害者権利条約批准後、初めての改訂となった学習指導要領においても「特別な配慮を必要とする児童(生徒)への指導」の項目が立てられ、各教科の「学習指導要領解説」には、それぞれの教科ごとに障害のある児童生徒に対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫例が示されている(文部科学省2017a)。例えば国語の「解説」によると「文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具(スリット等)を活用することなどの配慮をする」などである(文部科学省2017b)。

公的機関である学校は義務として合理的配慮を行わなければならないため、障害者権利条約の批准に向けた動きが出てきて以降、学校現場には何をもって合理的配慮とするのかという不安があり、合理的配慮についての研修会が数多く開かれ、質問も多く出ていた。そこで、特別支援教育が始まって10年以上たち、教員が合理的配慮をどのように理解し、学校等で実施しているのか、実態を調査することにした。

2. 方法

(1) 対象

2019年度T市における研修会に参加している教員に対して、自由記述により現在行っている合理的配慮はどのようなものかを問うアンケート調査を行った。

対象の一つは小・中学校の特別支援学級担任を対象とした研修会（以下、特支担任研）、もう一つは幼保こ、小・中学校の希望者を対象とした専門研修に参加した、小学校教員76名、中学校教員42名、幼稚園・保育所・こども園保育者6名の計124名である（表1）。なお、特別支援学級担当の研修会は、特別支援教育コーディネーター（以下、特別支援支Co.）以外の担当者を対象とした研修会である。それぞれの研修会参加者の特別支援学級担任経験及び特別支援Co.の経験者の割合と平均経験年数を表2に示す。

表1 研修会参加者の校種別人数

(人)

	幼保こ	小	中	計
専門研修	6	29	21	56
特支担任研	-	47	21	68

表2 特別支援学級・特別支援Co.の経験者の割合と平均経験年数

	特別支援担任		特別支援Co.	
	経験者率	担任平均年数	経験者率	担任平均年数
専門研修	32.1	2.7	16.1	2.9
特支担任研	83.8	3.0	5.9	1.8
計	60.5	2.9	10.5	2.5

(2) 方法

自由記述を内容ごとに回答を分け、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」（2012a）にある合理的配慮の観点を基に、特別支援教育担当の大学教員2名で分類した。自由記述の言葉については、KH-Coderにより抽出語と複合語の出現回数を集計した。

3. 結果と考察

(1) 校種別の回答数

合理的配慮として記入された校種別の平均回答数を表3に示す。特別支援学級担任経験「有」の平均回答数が経験「無」よりも0.6高かった。これは、特別支援学級において個に応じた指導を行った経験が、その後の具体的な合理的配慮につながっていると推測する。

また幼保こが、合理的配慮の記入が最も多く、次に中学校多かった。幼保こでは、障害のある幼児も健常児と同じ部屋で一緒に過ごしているため、集団の中での個別の配慮を行うことが多いと考えられる。

表3 合理的配慮の校種別回答数

	計	特別支援担任経験	
		有	無
幼保こ	2.0	2.2	1.6
小	2.1	2.7	1.5
中	2.2	-	2.2
計	2.1	2.4	1.8

(2) 合理的配慮の観点による分類

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」(2012a)の別表では、各障害種別の合理的配慮が明示されているが、今回のアンケート調査では支援の対象とする障害種の回答を求めているため、報告の「3(3)学校における『合理的配慮』の観点」の説明を基に分類した。分類した合理的配慮の観点は以下のとおりである。

【1 教育内容・方法】

<①-1 教育内容>

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①-1-2 学習内容の変更・調整

<①-2 教育方法>

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①-2-2 学習機会や体験の確保

①-2-3 心理面・健康面の配慮

【2 支援体制】

②-1 専門性のある指導體制の整備

②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②-3 災害時等の支援体制の整備

【3 施設・設備】

③-1 校内環境のバリアフリー化

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

表4は、分類したものを一覧にしたものである。この観点を使って分類すると、主に合理的配慮として挙げられていたのは、【①教育内容・方法】の<①-1教育内容>と<①-2教育方法>であった。

<①-1教育内容>については61項目の回答があり、①-1-1「学習上、又は生活上の困難さを改善・克服のための配慮」(14項目)に代替手段である「タブレットをつかう」、「計算の時は計算機を使う」、①-1-2「学習内容の変更・調整」(47項目)として、「個別の教材・教具の準備」が一番多く、「小さめのひらがな表とカタカナ表を用意して必要に応じて見せる」「プリントの準備」など多かった。「宿題の量を本人と決める」「ワークシートは()抜きや選択式にして書く量を限定する」「板書をデジカメで撮影」「計算式をあらかじめ書いたノートを渡す」「個に合った集中力を考慮した学級活動や集会への参加の工夫」など課題の調整、書く量の軽減、ノートの代替なども多く挙げられた。

<①-2教育方法>が記入数で見ると143項目と最も多く挙げられている観点であり、①-2-1「情報・コミュニケーション及び教材の配慮」(59項目)では、「ノートの取り方の見本を見せる」「イラストの使用」「問題集の拡大コピー」「ルビ打ち」「問題文を読みあげる」「音読時に透明なシートを使い1行ずつずらす」など読みや情報を入れるための支援や、「マスを大きくする」「書き遅れたところを書くためにコピーを渡す」「平行、垂直を作図するとき、動かないようにセロハンテープで止めておく」などアウトプット時の支援も多くあった。テスト時に配慮することも中学校で多く挙げられていた。評価の機会を確保するために、「テストの問題にルビをふって、問題を読めるようにしておく」「テスト時に問題文を読む」「テストの拡大コピー」など中学校から多く挙げられた。

表4 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援委教育の推進(報告)」合理的配慮の観点による分類

観点	合計	内容	内容別数	具体例
①-1 教育内容	47	必要な知識 必要な技能 代替手段 教師のかかわり その他 個別の教材・教具の準備 課題の調整 書く量の軽減 ノートの代替 代筆 指導方略 参加の工夫 自己選択 評価	2	小 学習が定着するまで行う 中 基礎基本の部分を繰り返し行っている
			5	小 子ども自身で物の管理ができるように整備 中 忘れ物が多いので、板書用のメモ用紙を教室に配備
			3	中 タブレットの使用 中 計算のときに計算機を使って良い
			3	小 不得意なところは教師がフォローする 小 許容範囲を個々に設ける
			1	小 不自由さを感じさせない対応
			14	幼保こ 本児の好きなパズルを置く 小 「ことは絵じてん」を用意して、語彙を増やしている 小 小さめのひらがな表とカタカナ表を用意して必要に応じて見せる 中 対話・英作の型をつくる 中 問題の難易度や問題数の異なるプリントの準備
			10	小 宿題を本人と相談して決める 小 宿題の量を本人と決める 中 課題をどこまで努力するのか子どもと話して決める 中 宿題の仕方(ワーク等は解答を先に渡しておく、最後まで集中して書き込み提出できる)
			9	小 ノートは☆印のところのみ写す 小 板書をタブレットで撮ってノートに書く量を限定する 中 ワークシートは()抜きや選択式にして書くところを減らす 中 すべての板書を書きうつさなければならぬというしぼりを取って、本当に考えてもらいたいことのみを1分でもよいので書いてもらうようにしている
			6	小 自分の考えが言えたらOK(ノートが書けない子) 小 板書をデジタルカメラで撮影 小 ノートをコピーして貼る 中 板書のコピーを渡す
			4	小 ひっ算は教師が書く 小 算数で計算式をあらかじめ書いたノートを作って渡す
			1	中 スモールステップ
			1	幼保こ 個に合った集中力を考慮した学級活動や集会への参加の工夫
			1	小 肢体不自由だが自分で選び、どのようにするかを選択
			1	中 技能教科で個人評価

観点	合計	内容	内容別数	具体例
①-2 教育方法	59	視覚化 拡大(縮小)提示 ルビうち 記入欄拡大 教師のかかわり 教材への補助・準備	9	幼保こ 文字を読むことが難しい子がいるので、イラストを合わせた表示を利用する 小 ホワイトボードにキーワードを書いて見せる 中 健康診断時には、口頭の説明と合わせて、方法などを文書にして掲示している
			7	小 問題集の拡大コピー 小 視野が狭い児童に縮小コピーをした資料を準備 中 弱視の子は電子黒板を使って拡大教科書代わりとして使用していた
			6	小 教科書、教材等へのふりがなをつける 中 ルビを振る
			5	小 マス目を大きくする 小 記入する欄を大きくする 中 大学ノートにする自主題をマス目の大きなプリントにさせている
			5	小 全体に言われたことを理解しているのか常に声がけする 中 顔を見て話す 中 指示をわかりやすくする
			5	幼保こ 製作などの時、ハサミの切り始め、終わりがわかるように印をつける 小 余白を増やす 小 印をつける
			4	小 漢字ドリルをグレーのペンで事前に漢字を書いておき、子どもがなぞるようにする 小 文字を書く時の補助(文字数を書く線を引くなど)
			3	小 連絡帳をタブレットで写真として記録し、ゆっくり書かせる 中 書き遅れたところを書くためにコピーを渡す
			3	小 教科書の文節にスラッシュを入れる 中 個別に横について音読指導
			3	小 問題の読み上げる 中 読み仮名を読み上げる
①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮		見本 補助具 作図の補助 文房具の調整 色覚	3	小 マス目のある黒板を使い、ノートの取り方の見本を示す 中 板書の時に同じものを横に置く
			2	小 音読時に透明なシートを使い行はずらす
			2	小 算数(図形)で円を描くときに、中心の点を大きめに描く 小 平行、垂直を作図するとき、動かないようにセロハンテープで止めておく
			1	小 筆記用具は濃いものを用いる
			1	小 板書は白と黄色で文字を書く

観点	合計	内容	内容別数	具体例		
①-2 教育方法	53	①-2-2 学習機会や体験の確保	10	小	テストの問題にルビをふって、問題を読めるようにしておく	
			6	中	テストの時に読み仮名をうったものを配付	
			5	小	テスト時に問題文を読む	
			2	小	テストの拡大コピー	
				中	テストの解答欄を広くする	
			2	小	テストを半分ずつ実施	
			1	小	テスト時間の延長	
			1	中	放送テストのある教科は別室で	
			2	中	テストは別問題	
			5	中	テストへの対応	
				小	他の子が自分でできることをしている間に、その子の学習を見る(1対1だと学習する子)	
			11	小	座席	前列の席にしていることも声掛けができるようにしている 座席の配慮(落ち着く場所、話せる友人を近くに配置、授業に落ち着いて参加するため)
			8	幼保こ	学習の見通し	支援が必要な子は、活動前に次にすることを確認する
				小	進捗や今やっていることがわかるよう黒板に書いて見通しを持たせる	
6	中	1日の予定	プールでは学習の流れをボードに書いて知らせる 前日に予定を詳しく知らせて不安の解消			
6	小	空間・別室の確保	一日のスケジュールを示し、朝一緒に確認する			
	中	見通しその他	集会等でパニックになっても座席をドアの横に 教室に直でいけない子のいったん休憩場として保健室で過ごし、落ち着いてから一緒に教室へ行く			
①-2-3 心理面・健康面の配慮	53	①-2-3 心理面・健康面の配慮	5	小	見通しその他	
			4	小	活動前の確認	
			3	中	感覚・健康面への配慮	
			3	中	課題提出等の配慮	
			2	小	気持ちの切替	
			2	小	不安の軽減	
			1	小	活動時間	
			1	中	意思尊重	
			1	小	感情コントロール	
			4	小	健康診断の確認	健康診断の順番を絵カードにしたものを渡している。当日の朝は、保健室で実際の動きを確認する
			3	中	特定の子どもには、健康診断前に個別指導をしている	
3	小	耳栓を持たせておく				
3	小	特別な教具を利用する。(イヤーマフ等)				
2	中	提出物は特別に声をかけてもらって提出につなげる				
2	中	移動や提出物の期限を延ばす				
2	小	強く握れるボール				
2	小	気分を変えたい時は迎えに行く				
1	中	登校できないうちは迎えに行く				
1	小	授業時間を細かく区切る(15分×3)				
1	中	健康診断を支障学級生徒に交流学級で受けたいのか別の時に受けたいのか希望を聞き、健診の声を掛けを多めにしている				

観点	合計	内容	内容別数	具体例
② 支援体制	1	特別支援学校との連携	1	中 部活動での配慮(聾学校との連携)
		③-2 発達障害のある児童が利用できる施設・設備の配慮	6	幼保こ 黒板の周りに掲示物を貼らない 小 刺激になるようなものは布で覆いをかけ、カーテンをかける 中 教室前面の掲示の徹底 小 椅子の足のテニスボール 小 ひじかけのついた椅子 小 床にカーベットやマットを敷くなど教室の環境
③ 施設・設備	20	感覚・健康面への配慮	5	小 椅子の足のテニスボール 小 ひじかけのついた椅子 小 床にカーベットやマットを敷くなど教室の環境
		空間・別室の確保	5	小 パーテーションやカーテンで個別の学習スペースを作る 小 落ち着かない時に逃げ込む場所を作る
内容の分類不能	6	環境設備	4	幼保こ 椅子に座ると落ち着いて話が聞けるため、周りの子が床に座って本見のみ椅子を利用している 小 使用するトイレの設置 小 パーテーションやカーテンで個別の学習スペースを作る 中 相談室の利用(落ち着く場所の提供)
		内容の分類不能	2	幼保こ たくさんしている 小 交流学級でのサポート 中 保護者の希望や実際の子どもの様子から個に合わせて合理的配慮が十分にできていない。
基礎的環境整備	14	個に応じた学びの場	7	小 放課後、一緒に勉強する 小 通級指導 中 取り出しの個別指導
		交流及び共同学習の推進	4	小 できるだけ通常学級・支援学級関係なく、一緒にすごせるようにしている 小 交流学級で、支援学級の児童ができそうなこと(日朝の仕事など)どんどん参加してもらっている
基礎的環境整備	2	情報共有	2	幼保こ 全職員が理解できるように、毎週個に視点を当てた話し合いの場を設けている 小 声のかけるとき、かけないときを他の教員と共有して接している
		人的配置	1	中 支援学級の在籍でない制度のためにサポーターをつけている

これら①-1と①-2をあわせて、学習内容は理解しているものの、読むことや書くことが苦手な子どもへの対応が多くなされていることがうかがえる。①-2-3「心理面・健康面の配慮」(53項目)として、「座席の配慮」「進捗や今やっていることがわかるよう黒板に書いて見通しを持たせる」「前日に予定を知らせて不安の解消」など、座席の位置や活動に見通しを持たせる工夫、気持ちの切り替え、感覚過敏への対応などがあった。

【②支援体制】は、②-1「専門性のある指導体制の整備」として、「部活動での配慮(聾学校との連携)」が1項目挙げられたのみであった。「通級指導教室」や「取り出し指導」の回答が多くみられただか、こうした個のニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を整備することは基礎的環境整備である。そうした学びの場において、個の実態に応じてどのような合理的配慮が行われているか、そこでの専門性のある教員からの助言をどのように活用しているか等の指導体制について記述がなかったために、この観点は集計上挙がってこなかった。実際には連携が行われていると思われるので、基礎的環境整備の上に合理的配慮が行われている仕組みについての理解等がまだ十分には認識されていないことがうかがえる。

【3 設備・整備】では、③-2「発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮」としては「刺激になるようなものは布で覆いをかけ、カーテンをかける」「パーティションやカーテンで個別の学習スペースを作る」があった。障害特性に配慮して、できるだけ学習活動に集中できるよう教員は様々な支援をしていることが分かった。

(3) KH-Coderによる抽出語等の分類

表5 自由記述の主な抽出語の出現回数

以下はKH-Coderを使って主な抽出語と複合語を指定して一覧にしたものである。

出現回数	語数	主な抽出語
27	1	テスト
16	1	ノート
15	1	学級
12	3	板書、拡大、支援
10	2	座席、学習
9	2	コピー、授業
8	2	仮名、児童
7	6	プリント、教材、宿題、一緒、こども、指導
6	7	見通し、提出、教室、利用、場所、配慮、準備
5	9	カード、ルビ、黒板、視覚、具体、流れ、文字、ワーク、取り出し
4	15	解答、写真、シート、椅子、集中、説明、参加、指示、活動
3	19	タブレット、マス、順番、掲載、教科書、配付、相談、確認、確保
2	43	イラスト、予定、カーテン、ボード、チェック、パニック、練習、選択、代筆、前面、事前サイン、キーワード、書き込み、代読、電卓、繰り返し、居場所、延長、穴埋め、手順、軽減、許容、評価
1	179	

※ KH-Coderにより、名詞・サ変名詞の抽出語リストのうち、出現回数の多いものから主な抽出語を挙げた。

表6 自由記述の主な複合語の出現回数

出現回数	語数	主な複合語
8	1	読み仮名
7	2	読み上げ、支援学級
5	1	拡大コピー
4	4	クールダウン、声掛け、交流学級、健康診断
3	9	ルビ打ち、ふりがな、提出物、マス目、耳栓、視覚化、ワークシート、掲示物、個別指導
2	5	具体物、問題集、保健室、通常学級、保護者
1	90	解答欄、具体例、お助けノート、計算機、絵カード、集め物、学習スペース、許容範囲、ホワイトボード

※ KH-Coderにより、複合語の検索を行い、抽出された複合語のうち、出現回数の多いものから主な複合語を挙げた。

これらを見ると、評価に関わるテストや提出物に関連すると思われるもの（テスト、提出、宿題など）、授業中に関わると思われるもの（板書、座席、ノート、拡大コピー、プリントなど）、障害特性に合わせた配慮と思われるもの（読み仮名、読み上げ、拡大コピー、クールダウンなど）が浮かび上がってくる。授業に参加するために必要な支援、授業内容を理解するために必要な支援、評価を適切に行うための支援が学校で数多くなされていることがわかる。

最も多かった抽出語は「テスト」（27回）であった。評価における合理的配慮について、学習内容が理解できていても、テストの問題文の情報入力が苦手なために問われていることがわからなかったり、解答をどこに書けばよいかわからなかったり解答欄が小さいために記入できなかったりすると、正確な評価につながらない。そのため、中学校では、「読み仮名」「読み上げる」などの情報保障や「解答欄」の「拡大」「問題を分ける」などの表出についての配慮等、特にテストに関する合理的配慮が最も多く行われている。しかし、これらの評価は、普段の授業において合理的配慮を行った結果としての評価であることが前提である。テストにおける合理的配慮は多くの学校で実施されていることがうかがえるが、同時に、普段の授業から個の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を行う必要があることを意識することが大切である。

4 今後の課題

回答を分析した結果、総じて言えることは、研修会等で「合理的配慮が何なのかわからない」、「できているかどうかかわからない」、という不安の声をたくさん聞くものの、今回ほとんどの教員が合理的配慮を理解し、何かしらの手立てを行っていたということである。

ただ、観点<①—1教育内容><①—2教育方法>については多くの回答が得られたが、<②支援体制>、<③施設・設備>についての記述が少ないのが気になるところである。大がかりな施設整備に関しては個々の教員ができることではないが、例えば、回答にもあった「教室に衝立をおく」、「カーテンを引く」、「クールダウンのスペースを設ける」、「落ち着くときは保健室を利用する」などは、どの学校等でも行える施設・設備の面で可能な配慮である。また専門家の助言をうけるなどの回答も少なかった。専門機関や近隣の特別支援学校や特別支援学級と連携するという横のつながりと、幼保こ、小、中、高の校種間の引継ぎ等の縦のつながりもまた大事である。関係機関等との連携については、研修会の演習の中では実践の情報交換として話題に挙がっていたので、実際には行っている学校は多いと考えられるが、それが合理的配慮の一つであるとの認識はあまりないようである。同時に、一貫して支援を目指していくためには縦のつながりが意識できる連携なども今後合理的配慮として挙がってきたらよいのではないと思われる。

さらに、合理的配慮の決定に至るまでの過程で、本人・保護者と学校や設置者等との話し合いをどのように行ったのか、どこに困難があったのか、どのように共通理解をしていたのかなどは今回調査ではできていないところである。合意した事項をどのように記述し残しているのか、配慮を決定したのち、その後どのようにPDCAサイクルを回し、どの時期に見直していったのか、その際外部の専門家はどのようにかかわっていったのか等もまたこれから検証していく必要がある。

引用文献

- ・外務省(2006)「障害者の権利に関する条約」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html (2019年11月25日確認)
- ・文部科学省(2012a)「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm (2019年11月25日確認)
- ・文部科学省(2012b)「合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/attach/1316184.htm (2019年11月25日確認)
- ・文部科学省(2015)「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm (2019年11月25日確認)
- ・文部科学省(2017a)「小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編」
- ・文部科学省(2017b)「小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 国語編」
- ・内閣府(2013)「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html (2019年11月25日確認)